

●香川県公告第一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社合田不動産
高松市天神前七番一八号
株式会社合田工務店
高松市天神前七番五号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウン
観音寺市本大町字井手南一五七八一一ほか
- 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
大規模小売店舗において新たに小売業を行う者
株式会社ドラッグライオン
高知県高知市一宮三四一三番地一
- 変更年月日
平成十四年十一月二十八日
- 変更する理由
未入居区画へ新たにテナントが入居するため

二 届出年月日

平成十四年十二月十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
観音寺市役所商工観光課
- 縦覧期間
平成十五年一月七日（火曜日）から同年五月七日（水曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年五月七日（水曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び観音寺市役所商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 記載すべき項目
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容
- 提出先
郵便番号七六〇一八五七〇
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ